

第15回釧路地方裁判所地方裁判所委員会議事概要

1 開催日時

平成20年7月14日(月)午後1時30分から午後3時40分

2 開催場所

釧路地方裁判所5階第1会議室

3 出席者等

(1) 出席委員

今井 宏(北海道新聞社釧路支社) 小野塚聰(釧路弁護士会)

菊池憲久(釧路地方裁判所) 齋藤 隆(釧路地方裁判所)

佐渡正幸(釧路司法書士会) 高橋 滋(釧路商工会議所)

名塚 昭(釧路市) 長谷川渉(北海道建築設計事務所協会釧路支部)

宮下槇子(釧路市女性団体協議会) 向井 壯(釧路地方検察庁)

八木修一(釧路市教育委員会)

(2) 欠席委員

浦田 満(釧路市漁業協同組合) 小瀬 泰(阿寒農業協同組合)

(3) 裁判所(説明者)

佐藤正信(刑事部総括判事) 福岡正美(事務局長)

久保田光生(民事首席書記官) 長沼省三(刑事首席書記官)

富所 良(刑事訟廷管理官)

(4) 庶務

小林 司(総務課長) 松村美紀(総務課庶務係長)

4 議題

「裁判員裁判に参加しやすい環境作りのために、どのようなことに取り組むべきか」

5 議事

(1) 委員長の選出

柴田寛之前委員長及び小濱浩庸前委員長代理の転出のため、委員会庶務小林司が新委員長選出までの議事を務め、委員会規則 6 条 1 項に基づき、齋藤隆委員（釧路地方裁判所）が委員長に互選された。

(2) 委員長あいさつ

(3) 新委員紹介及びあいさつ

新たに委員に委嘱された向井壯委員（釧路地方検察庁）及び菊池憲久委員（釧路地方裁判所）が委員長に紹介され、それぞれあいさつをした。

(4) 委員長代理の指名

委員会規則 6 条 3 項に基づき、委員長代理として菊池憲久委員が、委員長から指名された。

(5) 施設見学

協議に先立ち、裁判員裁判で使用される法廷等を見学した（各施設の設備及び裁判員裁判における利用方法等についての説明者は刑事訟廷管理官）。

ア 候補者待合室（2 階集会室）

イ 質問手続室（2 階 3 号法廷）

ウ 裁判員裁判用法廷（2 階 1 号法廷）

裁判員席で、法廷内 I T 機器がどのように利用されるかについての実演を見学しながら、説明を受けた。

エ 評議室（3 階共用室）

評議の様態を録画した D V D を視聴し、評議時におけるプロジェクタ及びパソコンの利用方法について、説明を受けた。

(6) 協議

協議の要旨は別紙のとおり

(7) 次回の議題

「裁判員の辞退事由について」

(8) 次回日程

未定（家庭裁判所委員会と合同にて開催する方向で調整）

(別紙)

協議における発言の要旨

1 裁判員制度で利用される施設及び設備について

委員： 現在，被告人は法壇の正面に着席しているのか。最近，弁護人のそばに被告人が着席すると聞いたことがあるが。

裁判所： 現在，被告人は法壇正面の長いす（証言台の後ろ，傍聴席最前列の柵の前）に着席し，勾留中の被告人の場合，被告人の逃亡等を防ぐため，被告人の両側に刑務官が着席する。

しかし，裁判員裁判では，弁護人と被告人が短時間で意思疎通することが必要な場合もあるということから，弁護人席の前に被告人席を置くことが考えられている。

さらに，被害者参加制度が本年12月に施行された後，被害者が裁判に参加した場合には，検察官の横に着席することとなること，被告人だけが前に着席することで裁判員の心証にも影響があるということから，法務省において，被告人が弁護人の横に座った場合，被告人の逃亡等の非常事態に対応できるかどうかを検討している状況である。

委員長： 被告人席をどこに置くかということは，裁判体の訴訟指揮により決められることであるが，裁判体としては法務省の意見を参考にしながら，色々と考慮した上，被告人の着席位置を決めることになるだろう。

委員： 一般人が裁判員になったとき，モニターで映像を見ながら説明を受けることについては，理解しやすく良いと思う。しかし，その一方，どうしても常に視線がモニターに行ってしまうがちになる。特に法壇上の裁判員用小型モニターを見ているとき，正面で証言している証人や被告人を見ないおそれがある。証拠関係の映像をモニターで見ることは良いが，裁判員裁判では一般人も心証を求められるので，証人等

がどのような様子で証言をしているか（証言がたどたどしい等）を見ることは重要である。裁判所が、裁判員に対し、モニターにばかり気をとられず、きちんと証人等を見て心証をとるように指導をしていった方が良い。

裁判所： 今述べられたとおり、証人等がどのような態度で証言するかということは、非常に重要な要素である。そのため、公判手続では、直接主義、口頭主義が徹底されている。書画カメラ等のIT機器は、裁判員が証人等が示すもの（図面や書き込み）を証言と同時に見るために活用されるものであり、証言中に特に理由なしにモニターで何かを見ることは想定されていない。もちろん、指摘された点については、これからも留意していきたい。

付言すると、検察官から、冒頭陳述の際、大型モニターを示しながら説明をするときには、法壇上の裁判員用小型モニターを消しておくように要望が出されたこともある。そのような場合には臨機応変に対応している。

委員： 冒頭陳述等について、パワーポイントを用いて、プレゼンテーションをするとのことだが、終了後、記憶をとどめておくことは難しいように感じる。資料等は書面の形で配布されるのか。

裁判所： 最近の模擬裁判において、冒頭陳述終了後、検察庁が書面を配布したケースがあった。しかし、裁判員役に対するアンケート調査において、書面は事前に配布された方がよいという意見も出ており、現在検討しているところである。

委員： 実際、何の書面も渡さずに記憶にとどめておくことは難しい。検察庁としては、いつ渡すかはともかく、冒頭陳述の要旨を書面で配布するつもりである。しかし、書面を事前に渡すと、そればかり読み、大型モニターを示して説明しても、あまり見てもらえないケースもある。

書面を渡すタイミングについては、ケースバイケースで検討し、対応していききたい。

委員長： 法壇の高さについて、以前は被告人を見下ろす形になるほど高かったが、裁判員裁判法廷では、被告人の目線に合わせた方が良いという意見を受け、従来より法壇の高さが低くなっている。今まで実施した模擬裁判で裁判員役を行った人が、法壇の高さに関する意見や感想を述べたことがあるか。

裁判所： 感想としては、「最初は被告人を見下ろす感じがしたが、慣れると法壇が高いという印象を持たなくなった。」というものがあつた。法壇が低すぎるという意見はない。

委員： 以前、法壇に座ったことがあるが、高くて別世界という印象を受けた。今回裁判員席に座ったところ、被告人の目線が近くなったと感じた。

しかし、法廷内に多くのIT機材が並び、裁判員席や書記官席に並んでいる機材が目に入ってしまい、証人がよく見えなかった。これは法壇の高さというより、機材の置き方が煩雑なためだと思う。書記官席の機材の置き方や法壇上の機材を整理することで、空間的にもっとすっきりさせることができると思った。

委員： 評議室について、設置されていたテーブルの幅では、片側に4人並んで座ったとき、少し狭いという印象を受けた。テーブルはそのまま使われるのか。

裁判所： テーブルについては、そのまま使う予定である。また、椅子についても、テーブルとセットのものなので、そのまま使うことを考えていたが、比較的大きく、動かしにくい椅子なので、狭いという印象を受けたのかもしれない。今回の意見を踏まえ、検討していききたい。

委員： テーブルはそのままが良いと思うが、椅子については、背もたれが

クッションになっているものに座った方が，裁判員がリラックスできると思う。

2 環境整備について

委員長： 釧路管内において，裁判員裁判は釧路地裁本庁のみで行われる。そして，釧路地裁は，日本一管轄地域が広いため，遠隔地から釧路地裁に出向くのは大変であるという指摘がある。また，今まで実施したアンケート調査の回答においても，裁判員制度そのものについて，「有罪・無罪を決めるのは非常に気持ちの上で重い。」等の意見が寄せられている。裁判所としても，報道等に接したり，独自アンケート調査を実施したりして，国民の意見を把握しつつ，負担を軽減し，裁判員裁判に参加しやすいように環境整備をしていきたいと考えているところである。

委員： 国民の7割が裁判員制度に反対であるという報道があったように記憶している。新潟県弁護士会でも裁判員制度について，反対の声明を出している。

裁判員に選任されること自体がその人の職業や家庭環境によって非常に大きな負担である。現実問題として，裁判員に選ばれても困るといふか，むしろ裁判員をできないという人も多いように思う。裁判員制度は国民に負担を課す制度なので，裁判員を選任するときには，柔軟に，そして，裁判員候補者の立場を尊重することが大切であると考ええる。そのことが裁判員制度がうまくいくかどうかの鍵を握るのではないだろうか。

裁判所： ご指摘の点について，現段階で刑事部で検討しているのは，事前質問票を裁判員選任期日の呼出しと同時に裁判員候補者に発送し，具体的な事情を記載してもらうことである。この事前質問票の内容等を工夫して，辞退事由の該当性について，必要な情報をできるだけ早めに

提示してもらい、辞退が認められる人について、呼出しを取消しする方法等を考えている。

また、裁判員選任手続についても、遠隔地に居住する人が釧路地裁に出頭する負担を軽減するため、午後から開始することを検討し、関係機関と調整を図っているところである。

今後も、辞退事由の判断については、柔軟に対処していくことを検討していきたい。

委員長： 裁判所で実施したアンケート調査結果について、概要を説明してほしい。

裁判所： 裁判所は、昨年から企業・団体を介したアンケート調査を実施し、今春、第3次調査を終了した。その結果によると、裁判員制度の参加に積極的な人の割合は39.4パーセントである。

それとは別に、架空の期日を設定（平成21年6月16日～同月18日）して、その期日に釧路地裁に出頭して手続に参加できるか否かという内容のアンケート調査を6月に実施したところ、3500人以上の人から回答をもらい、現在集計作業中である。当初、裁判所は、遠隔地になるほど参加率が悪くなるのではないかと予想していたが、このアンケート調査では、距離に関係なく、平均して50パーセント強の人が参加できると回答している。

委員長： 裁判員制度の施行が来年5月21日に決まったことを受け、報道関係者が様々な特集を組んでいるところである。積極的な報道により、裁判員制度そのものに対する認識度はかなり上がったように感じている。そのため、以前よりも参加意欲が上昇した可能性がある。

委員： 50パーセント強の人が参加できると回答している様だが、職業の内訳や男女比は分かるのか。

裁判所： 6月に実施したアンケート調査の職業の内訳は未集計であり、男女

の別は調査項目の中に入っていない。次回の委員会で、このアンケートの集計結果を紹介したい。

委員： 女性の立場では、裁判所は気楽に入れる場所ではなく、また、裁判所を訪れること自体にかなりの負担を感じる人が多いと思う。柔らかい雰囲気作りをしてほしい。

委員： 特に育児中の母親が、裁判員裁判に参加する場合、子供をどこに預けたらよいかという問題を抱えることになる。

裁判所： 現状、釧路市においては、一時保育事業制度と「子育てサポートセンター」を利用することで、子供を預けることができる。どちらも釧路市こども保健部保育課が窓口となっている。釧路市に居住する人については、一時保育事業制度を利用して、一時的に子供を保育園に預けることができる。また、釧路市外に居住する人については、「子育てサポートセンター」に子供を預かってもらうことができる。

委員長： 女性の中には、育児や介護の都合で参加できないという人も多い。環境整備について、検討していく必要がある。

委員長： 本日は、多くの意見を述べていただき、感謝している。伺った意見を参考にし、裁判員裁判に参加しやすい環境作りについて、さらに検討を続けたい。